

栗国村公告第12号

次のとおり企画提案書を募集するので、公告します。

令和8年 7月 9日

栗国村長 上原 一宏



令和8年度栗国村「ア」の国づくり推進事業委託業務企画提案募集要領

1 委託業務内容

- (1) 業務名：令和8年度栗国村「ア」の国づくり推進事業委託業務
- (2) 事業期間：契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで（予定）
- (3) 業務内容：「企画提案書仕様書」 参照
- (4) 開催期日：令和8年11月7日（土）から8日（日）の2日間とする。
天候不良等により開催できない場合は11月14日（土）から15日（日）に変更して開催する。また、同様な条件で開催が出来ない場合は期日を変更して実施するものとする。

2 業者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
(注) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争に当該入札に係る契約を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 過去5年間に国(独立行政法人、公共及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体と本業務と同種又は類似の観光関連イベント等の業務を複数回受託した実績があること。
- (3) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (4) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (5) 県内に本店又は支店等を設置し、委託業務の実施に当たって必要時に現場へ職員

の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。

(6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。その際、別添「共同企業体協定書」を参考に提出すること。

イ 共同企業体を構成する全ての事業は、応募資格（１）の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（２）から（５）までの要件を満たすものであること。

4 企画提案の手続き及びスケジュール

(1) 応募の手続き

ア 参加申込

- ・ 申込期間:令和 8 年 7 月 1 0 日（金）から 7 月 2 2 日（水）
- ・ 提出書類:参加申込書(様式 1)、会社概要(様式 2) 及び過去 5 年間の実績一覧(様式 3)、業務の実施体制(担当者名、役割、所属、実務経験年数、保持資格名等) (任意様式)
- ・ 提出方法:郵送(申込期限必着)
- ・ 提 出 先:「9」に定める提出先

イ 質問方法

- ・ 質問期間: 7 月 1 3 日(月)から 7 月 2 4 日(金)午後 5 時迄
- ・ 質問方法: 質問票(様式 4) に記入のうえ、メールで「9」に定める連絡先へ提出する。
- ・ 回答方法:栗国村ホームページ「募集」欄において公開する。

(2) 企画提案書提出

- ・ 提出期限: 7 月 3 1 日(金) ※必着
- ・ 提出書類:企画提案応募申請書(様式 5)、企画提案書及び「7 企画提案書と同時に提出を求める応募書類等」に記載しているもの。
- ・ 提出方法:郵送にて提出期限日までに提出すること。

(3) 企画提案説明会

- ・ 実施日時: 8 月 6 日(木) 1 4 時～
- ・ 実施場所:栗国村役場 2 階 会議室
- ・ 実施方法:応募者によるプレゼンテーション

※応募者多数の場合は、「6-（２）企画提案書の提出者を選定するための基準」に基づいて書面による審査を行い、説明会への参加者を 5 社程度に選定するものとし、7 月 2 4 日（金）までに通知する。

(4) 審査結果の通知

- ・ 8 月 7 日(金)予定
- 応募者あて最上位者名を通知する。

(5) 契約締結

・ 8月10日(月)予定

5 募集から受託者特定までのスケジュール

①手続き開始の公表

7月10日(金)

②参加申込書の提出期間

7月10日(金) から 7月22日(水)

③参加申込業者の選定(選定委員会開催)

7月23日(木)

④選定通知及び企画提案書提出要請書送付

7月24日(金)

⑤企画提案書の提出期限

7月31日(金)

⑥企画提案書説明会開催(応募者によるプレゼンテーション)

8月 6日(木)

⑦特定結果の通知

8月 7日(金)

6 企画提案書の仕様

(1) 企画提案書の形式

A4用紙(縦、横自由、20ページ以内)に印刷できる形式にすること。なお、企画提案書の記載に当たっては、理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用すること。

(2) 企画提案書の提出者を選定するための基準

- 1) 専門分野別の配置予定者の状況
- 2) 同種又は類似業務の実績
- 3) 配置予定者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- 4) 当該業務の実施体制

(3) 企画提案を特定するための選定基準

- 1) 同種又は類似業務の実績
- 2) 企画提案書の概要とポイント
企画提案仕様書の沿った実施方針の妥当性
- 3) 事業の実施方法について
企画提案仕様書の委託業務の内容に即しているか(整合性・適合性・実現性・創造性)
その他の提案事業について本事業を推進するにあたり効果が期待できるか。
- 4) 業務の実施体制

業務を発注した場合の執行体制は万全か
合理的な工程・フローになっているか

5) 見積書の妥当性

(4) 企画提案書の提出部数等

- 1) 提案する企画提案書は1案とする。
- 2) 提出部数は8部(うち1部は綴じないこと)とする。

7 企画提案書と同時に提出を求める応募書類等(A4 版)

- (1) 企画提案応募申請書(様式5) 1部
- (2) その他資料

提出部数はアからイまで各1部とする。

ア 定款(写)及び登記簿謄本または登記事項(現在事項)証明書(提出から3カ月以内正本)

イ 経費見積書

経費見積書にあたっては、総額40,246千円(消費税込み)以内とする。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算費目は次の内容で作成すること。

- (ア) 直接人件費
- (イ) 旅費
- (ウ) 広報活動関連
- (エ) マスメディア費
- (オ) 印刷製本費
- (カ) プロモーショングッズ制作費
- (キ) 一般管理費
- (ク) 消費税
- (ケ) その他(上記の費目以外の必要な経費を随時追加)

8 その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 企画提案書等の非公表

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。

(3) 配布資料の他目的への使用の禁止

企画提案書作成のために栗国村から提供されたすべての資料等は、他に使用してはならない。

(4) 無効について

募集要領に適合しない応募は無効とする。

(5) 業務成果の帰属等

1) 取得財産について

本業務における直接経費によって取得した財産は、原則として本村へ帰属するものとする。

2) 著作権について

本件業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は本村へ帰属、譲渡するものとし、本村による自由な加工及び二次使用ができることを要する。

9 提出先及び連絡先

栗国村役場経済課 新城

〒901-3792 沖縄県島尻郡栗国村字東483番地

TEL: 098-988-2258 FAX: 098-988-2464

E-mail: suisan.syoukou@vill.aguni.okinawa.jp